

「中華人民共和国会社法」について（2）

～株式会社（股份有限公司）の設立および組織機構を中心にく

王 東明

1 はじめに

前回は「会社法」の目的および有限責任原則を考察し、主に「会社法」の第一章「総則」と第二章「有限責任会社【有限責任公司】の設立および組織機構」の内容を紹介した。今回は引き続き「会社法」の第三章「株式会社【股份有限公司】の設立および組織機構」の法規定の内容を紹介することにしよう。

2 株式会社【股份有限公司】の設立

株式会社の設立は以下の要件を具備しなければならない（第七十三条）。（1）発起人が法定人数に一致すること。（2）発起人の引受および社会公募の資本（股本）が法定最低資本金額を充たすこと。（3）株式の発行、会社設立準備事項が法律規定に適合すること。（4）発起人による会社定款の作成、創立総会による承認。（5）会社名称の確定、株式会社の要件に適合する組織機構の確立。（6）固定した生産經營場所および必要な生産經營条件の具備。

まず発起人の法定人数について、本法は五人以上と規定し、その過半数は中国国内に住所を有しなければなら

ないとした。ただし例外的に国有企業が株式会社に改組される場合、発起人は五人以下でもよいが、募集設立の方法を採用しなければならないと規定した（第七十五条）。

株式会社は発起設立または募集設立の方法を採用することができる。発起設立とは、発起人が会社の発行する全ての株式を引受けることをいう（第七十四条）。発起設立の場合、発起人は書面をもって会社定款で定めた発行株式数を全額引受けた後、直ちに株金を全額払い込まなければならない。有体財産、工業所有権、非特許技術または土地使用権を払込金にあてる場合には、法に基づき、その財産権の移転手続を行なわなければならない（第八十二条）。一方募集設立とは、発起人は会社の発行する株式の一部を引受け、残余は一般から公募する方法をいう（第七十四条）。募集設立の場合、発起人の引受株数は発行株式総数三五%を下回つてはならず、残余部分は公募しなければならない（第八十三条）。以上の国有企業に関する規定は、現在企業制度改革中の国有企業の株式会社化を促進するため発起人数を法定人数（五人以上）より緩かに設定し、また募集設立という形でできるだけ広範な民間資金を調達し、国有企業の資金不足問題を緩和・解決することにも配慮している。

株式会社の登録資本とは、会社登記機関に登記された実際払込資本総額であり、その最低限度額は一千万人民元である。資本金がこの最低限度額を上回る必要のある場合は、別に法律、行政法規により規定する（第七十八条）。また発起人の出資については、金銭で出資することも、また有体財産、工業所有権、非特許技術、土地使用权を評価し出資することもできる。有体財産、工業所有権、非特許技術または土地使用権による出資は、その財産評価価値を確認し、株式に換算しなければならない。过大評価または過小評価をしてはならない。土地使用权の評価は法律、行政法規の規定に従う。ただし発起人が工業所有権または非特許技術を価値評価して出資する場合の価額は、登録資本の二〇%を超えてはならない（第八十条）。その他、国有企業が株式会社に改組される

場合、国有资产の適正価格以下での株式への換算（出資）、低価格での売出し、または個人への無償譲渡を厳禁する（第八十一条）。これは株式会社への組織変更する国有企业の資産の過小評価あるいは不正流失を防ぐ」とがねらいである。

株式会社の設立は国务院の授權機関または省級人民政府の認可を受けなければならない（第七十七条）。国务院証券管理部門の認可を受けずに、発起人は株式を公募してはならない（第八十四条）。国务院証券管理部門は本法規定の条件に適合する株式募集の申請は認可し、適合しない株式募集の申請は認可しない。すでに認可されたものでも本法規定に適合しないと認められた場合は、認可は取消される。株式を募集していない場合は募集を停止し、すでに募集している場合は、株式応募者は、発起人に対し、銀行の同時期の預金利息を加算した払込済株金の返還を請求することができる（第八十六条）。その他、株式会社は国务院証券管理部門の認可を受けて、国外で株式の公募を行なうことができる（第八十五条）。この規定のおかげで、現在香港株式市場を中心に中国企業の海外上場が促進され、海外資本市場で中国企業が資金調達できる新しい道が開けた。その意義は大きいと思われる。

株式を公募する場合、発起人は国务院証券管理部門に株式募集の申請を行ない、以下の主要書類を提出しなければならない（第八十四条）。（1）会社設立の認可書類。（2）会社定款。（3）経営見込書。（4）発起人の氏名または名称、発起人の引受株式数、出資の種類および出資検査証明書。（5）株式募集説明書。（6）株式払込金の受託銀行の名称および住所。（7）委託募集機関の名称およびそれに関連する契約書。

株式会社設立に必要な会社定款は下記の事項を明記しなければならない（第七十九条）。（1）会社の名称および住所。（2）会社の経営範囲。（3）会社の設立方法。（4）発行株式総数、一株の金額および登録資本。（5）配分方法。（11）会社の解散事由および清算方法。（12）会社の通知および公告の方法。（13）株主総会が規定を必要とするその他の事項。

また株式募集説明書には、発起人が作成した会社定款を添付し、下記の事項を明記しなければならない（第八十七条）。（1）発起人の引受株式数。（2）一株の額面金額および発行価格。（3）無記名株券の発行総数。（4）株式引受人の権利、義務。（5）株式募集期間及びそれ以後も募集額が達成されない場合には、応募者は申込みを撤回できるという説明。

株式を公募する場合には、発起人は株式募集説明書を公表し、株式申込書を作成し、申込書には第八十七条の五つの事項を明記しなければならない。株式応募者は申込株式数、金額および住所を記入し、署名、捺印しなければならない。株式応募者は申込株式数に応じ株金を払い込む（第八十八条）。

その他、株式公募の場合は発起人は法に基づき設立された証券経営機構に募集を委託し、委託募集契約を締結しなければならない（第八十九条）。また発起人は銀行と株式申込金受託契約を締結しなければならない。受託銀行は契約に基づき払込金の代理受領と保管を行ない、代金を払込んだ株式引受人に領収証を発行するとともに、関係部門に払込金領收証明書を提出する義務を負う（第九十条）。

株金の払込み後、法定の出資検査機関は出資検査を行ない、証明書を発行しなければならない。発起人は三〇日以内に会社創立総会を招集しなければならない（第九十一条）。また発起人は創立総会開催の一五日前に、会議の日時を各株式応募者に通知し、公表しなければならない。創立総会の開催は株式総数の二分の一を超える株

式応募者の出席を必要とする。創立総会は以下の権限を行使する。(1) 発起人による会社設立準備状況についての報告の審議。(2) 会社定款の承認。(3) 取締役会構成員の選任。(4) 監査役会構成員の選任。(5) 会社設立費用についての審査。(6) 発起人による株金に換算した財産の評価についての審査。(7) 不可抗力の発生または経営条件の重大な変化により会社の設立に直接な影響を与える場合、会社不設立の決議の採決。前項に掲げる事項の決議を創立総会が行なう場合は、会議に出席した株式応募者の有する議決権の半数以上の賛成を必要とする(第九十二条)。

創立総会で選任された取締役会は総会終了後二〇日以内に、会社登記機関に必要書類を提出し、設立登記を申請する(第九十四条)。会社の登記機関は株式会社設立登記の申請を受理した日から三〇日以内に、登記の可否について決定する。本法規定の条件に適合するものに対しても登記を行ない、会社に対し営業許可書を発行する。本法規定の条件に適合しないものに対しても登記を行わない(第九十五条)。営業所の設置申請も同様で会社登記機関の営業許可書を取得しなければならない(第九十六条)。また営業許可書の発行日をもつて会社の設立日とする。会社成立後、その旨の公告を行わなければならない。その他、株式会社が登記、設立された後、募集設立方式を採用した場合は、株式募集状況を国務院証券管理機関に報告し、記録に留めなければならない(第九十五条)。

発起人および株式応募者は一旦株金の払込みまたは株金にあてる出資を行なった後、期限内での株式引受・払込の未済、あるいは発起人による創立総会の未招集または創立総会による会社不成立の場合を除いて、出資を撤回することはできない(第九十三条)。

株式会社の設立にあたって、発起人は下記の責任を負わなければならない(第九十七条)。(1) 会社不成立の

場合、設立行為による債務および費用についての連帯責任。(2) 会社不成立の場合、株式応募者の払込済株金に対し、銀行の同時期の預金利息を加算した株金返還についての連帯責任。(3) 会社の設立において、発起人の過失により会社の利益に損害を与えた場合、会社に対する賠償責任。株式会社設立時の発起人の法律責任をこのように明記している。

また有限責任会社(有限会社)が株式会社に組織変更される場合には、本法で規定する株式会社の条件に適合しなければならず、本法の株式会社設立に関する手続きを経なければならない(第九十八条)。

以上、「会社法」の第三章「株式会社の設立および組織機構」第一節「設立」から株式会社の設立条件、設立方法、認可・登記制度、株式公募に関する諸規定および発起人の法律責任などを見てきた。次に第三章の第二節「株主総会」、第三節「取締役会、社長」、第四節「監査役会」の法規定の内容を紹介していく。

株式会社では株主により株主総会を構成する。株主総会は会社の最高意思決定機関であり、本法に従い権限を行使する(第一〇二条)。株主総会は下記の権限を行使する。

(1) 会社の経営方針および投資計画の決定。(2) 取締役の選任および解任、取締役の報酬に関する事項の決定。(3) 株主代表が就任する監査役の選任および解任、監査役の報酬に関する事項の決定。(4) 取締役会報告の審議、承認。(5) 監査役会報告の審議、承認。(6) 会社の年度財務予算案および決算案の審議、承認。(7) 利益配分案および欠損補填案の審議、承認。(8) 登録資本の増加または減少についての決議。(9) 会社債券発行についての決議。(10) 会社の合併、分割、解散および清算などの事項についての決議。(11) 会社定款

の改正（第一〇三条）。

株主総会は株式会社の最高意思決定機関であり、以上一項目に見られるように、有限责任会社（有限会社）の株主総会【股東会】とほぼ同様の決定権を持つている。

株主総会は年に一回定期総会を開催しなければならない。ただし下記事項のいずれかに該当する場合、一ヵ月以内に臨時株主総会を開催しなければならない（第一〇四条）。（1）取締役の人数が法定人数または会社定款で規定する定員の三分の一以下になつたとき。（2）会社資産の欠損の未補填額が資本金総額の三分の一に達するとき。（3）会社の発行済株式総数の一〇%以上を有する株主から要請があつたとき。（4）取締役会が必要と認めたとき。（5）監事會が開催を提案したとき。

株主総会は本法規定に従つて取締役会が招集し代表取締役会長【董事長】が主宰する。会長が特別な事由により職務を遂行できない場合は、会長が指名した副会長またはその他の取締役により主宰される。株主総会を開催する場合には、会議開催の三〇日前までに会議の審議事項を各株主に通知しなければならない。臨時株主総会は通知書に明記されなかつた事項について決議してはならない。また無記名株券の場合は、会議開催の四五日前までに前項規定の事項を公告しなければならない。無記名株券の所持者が株主総会に出席するとき、会議開催の五日前から株主総会の閉会までの間、株券を会社に提出・保管しなければならない（第一〇五条）。

株主総会に出席する株主は、所有する株式の一株につき一議決権を有する。株主総会の決議は出席株主の有する議決権の過半数の賛成を得なければならぬ。株主総会が会社の合併、分割あるいは解散の決議をするときは、出席株主の有する議決権の三分の一以上の賛成を得なければならぬ（第一〇六条）。また会社定款の改正についても出席株主議決権の三分の一以上の賛成が必要である（第一〇七条）。ここでは西側先進諸国で一般的にみられる株式会社の一株一票の原則、そして株式議決権の多数決という「株式民主主義」をそのまま法規定に導入している。

株主は株主総会出席を代理人に委任することができる。代理人は株主から授権された委任状を会社に提出し、授権範囲内で議決権を行使できる（第一〇八条）。

その他、株主は会社定款、株主総會議事録および財務会計報告書類を閲覧し、会社の経営について提案または質問をする権利がある（第一一〇条）。また株主は株主総会、取締役会の決議が法律、行政法規に違反し、株主の合法的権益を侵害した場合、裁判所に当該違法行為および侵害行為の差止めを求め提訴する権利を有する（第一一一条）。ハニでは株主は会社経営に対し提案・質問する権利および株主の合法的権益が侵害された際提訴する権利を持つことを明確に定めている。

4 取締役会【董事會】

株式会社は取締役会を設置し、その構成員は五人から一九人とする。取締役会は株主総会に責任を負い下記の権限を行使する（第一一二条）。

（1）株主総会の招集、株主総会への活動報告。（2）株主総会決議の執行。（3）会社の經營計画および投資案の決定。（4）会社の年度財務予算案、決算案の作成。（5）会社の利益配分案および欠損補填案の作成。（6）会社登録資本の増資案または減資案および社債発行案の作成。（7）会社の合併、分割、解散案の作成。（8）会社内部管理機構設置の決定。（9）会社の社長【經理】（文配人）の選任または解任、社長が提案する会社の副社長、財務責任者の任命または解任、その報酬の決定。（10）会社基本管理制度の制定。

ここでは株式会社の取締役会は、会社債券発行案の作成を除けば、有限責任会社の取締役会とほぼ同様の権限を行使し、いずれも株主総会に責任を負う。

取締役会は、代表取締役会長【董事長】一名を置き、副会長一名ないし二名を置くことができる。代表取締役会長、副会長は取締役会を構成する取締役全員の過半数により選出される。代表取締役会長は会社の法定代表者とする（第一一三条）。会長は下記の権限を行使する。（1）株主総会の主宰および取締役会会議の招集、主宰。に補佐し、会長がその権限を行使できない場合、会長が指名した副会長がその権限を代行する（第一一四条）。また取締役会は必要に応じ代表取締役会長に授權し、取締役会の閉会中、その権限の一部を行使させることができる。また取締役会は取締役会構成員の社長兼任を決定することができる（第一二〇条）。特に近年、国有企業から株式会社へ組織変更した企業（一部の上場企業も含む）を見れば、代表取締役会長自ら社長を兼任するケースが少なくない。

取締役の任期は会社定款により定める。但し任期は三年を超えてはならない。取締役は任期満了後、再任を妨げない。株主総会は正当な事由もなく、任期満了前に取締役を解任してはならない（第一一五条）。

取締役会は毎年少なくとも一回開催される。毎回会議は開催日の一〇日以前に取締役全員に通知しなければならない。臨時取締役会招集の通知方法および通知期日は別途定めることができる（第一一六条）。取締役会会議は二分の一以上の取締役の出席により成立する。取締役会の決議は取締役全員の過半数の賛成を必要とする（第一一七条）。

取締役会会議には取締役本人が出席しなければならない。取締役が別段の事由により出席できない場合、書面

によりその他の取締役に代理出席を委任することができる。委任状の中に授権範囲を明記しなければならない。取締役会は審議事項の決定につき、議事録を作成し、会議に出席した取締役および記録員は議事録に署名しなければならない。取締役は取締役会の決議に責任を持たなければならない。取締役会の決議が法律、行政法規または会社定款に違反し、会社に重大な損害を与えた場合、決議に参加した取締役は会社に賠償責任を負う。但し決議にあたって異議を表明し、議事録にその記載があることが証明されれば、当該取締役は責任を免除することができる（第一一八条）。ここで取締役会決議に対する取締役個人の責任を明確に定めている。

5 社長【経理】

株式会社は社長【経理】（支配人）を置き、取締役会により選任または解任される。社長は取締役会に責任を負い下記の権限を行使する。（1）会社の生産経営管理業務の主宰、取締役会決議の実施。（2）年度経営計画および投資案の実施。（3）内部管理機関設置案の作成。（4）基本管理制度案の作成。（5）諸規則の制定。（6）副社長、財務責任者の選任または解任の提案。（7）取締役会の選任または解任によらない管理責任者の選任または解任。（8）会社定款および取締役会が授与したその他の権限。社長は取締役会会議に出席する（第一一九条）。取締役会構成員は社長を兼任することができる（第一一〇条）。

株式会社社長の権限の範囲は有限責任会社の社長（支配人）と全く同様で、日常的な経営管理、具体的な業務の執行、そして取締役会に対する職務責任である。

株式会社は従業員の賃金、福利、安全生产および労働者の保護、労働保険など従業員の利益に関する問題を決定する場合には、会社の労働組合および従業員の意見および提案を事前に聴取し、労働組合および従業員代表に

関係会議への出席を要請しなければならない（第一二二条）。また会社は生産経営に関する重要な問題の決定、重要な規則制度の制定において、労働組合および従業員の意見および提案を聴取しなければならない（第一二三条）。この第一二二条と第一二二一条では労働者の利益保護を重視し、生産経営の重大な決定では労働組合および従業員の意見を尊重する規定になつてゐる。

取締役および社長は会社定款を遵守し、忠実に職務を履行し、会社の利益を守らなければならず、会社における地位および職権を利用して自己の私的利益を図つてはならない（第一二三三条）。

6 監査役会【監事會】

株式会社は監査役会【監事會】を設置し、その構成員は三人を下回つてはならない。監査役会はその構成員の中から一名の招集権者を選任しなければならない。監査役会は株主代表および適切な比率で選出した従業員代表から構成される。具体的な比率は会社定款で定める。監査役会における従業員代表は会社従業員の中から民主的に選出される。会社の取締役、社長および財務責任者は監査役を兼任できない（第一二四条）。

監査役の任期は三年とする。任期満了後の再任は妨げない（第一二五条）。

監査役会は下記の権限を行使する（第一二六条）。（1）会社財務の監査。（2）取締役、社長の業務執行中の法律、行政法規または会社定款の違反行為に対する監督。（3）取締役および社長の行為が会社の利益を侵害した場合、取締役および社長に対する是正の要求。（4）臨時株主総会開催の提案。（5）会社定款で定めたその他の権限。監査役は取締役会に参加（列席）する。

監査役会の議事方法および決議手続は会社定款で規定する（第一二七条）。監査役は法律、行政法規、会社定

款に従い、忠実に監督の職責を履行しなければならない（第一二八条）。

以上、株式会社の株主総会、取締役会および監査役会のそれぞれの責任と権限、そして株主、取締役、社長および監査役のそれぞれの責任と権限を見てきた。しかし第五十七条に該当する者（禁治產者、犯罪者、破産会社の取締役など）は、株式会社の取締役、監査役、社長に就任してはならない（第一二三条、第一二八条）。また第五十九条、第六十二条および第六十三条有限責任会社（有限会社）の取締役、社長および監査役の責任、義務についての規定は、株式会社の取締役、社長および監査役にも準用する（第一二三条、第一二八条）。

すなわち第五十九条は、取締役、監査役、社長は会社定款を遵守し、忠実に職務を履行し、会社の利益を守らなければならず、会社における地位および職権を利用して自己の私的利益を図つてはならない。取締役、監査役、社長は権限を利用して賄賂またはその他の不法な収入を受取り、会社の財産を侵害してはならないと規定している。

第六十二条は、取締役、監査役、社長は法律の規定または株主総会の承認を得た場合を除き、会社の秘密を漏洩してはならない。また第六十三条は、取締役、監査役、社長は会社の職務執行において、法律、行政法規、会社定款に違反し、会社の損害を与えた場合、賠償責任を負わなければならないと規定している。

7 むすびにかえて

今回は「会社法」の第三章「株式会社の設立および組織機構」の法規定の内容を見てきた。そのなか、議決権における一株一票の原則が守られており、また株式会社の設立にあたって、国有企业が株式会社へ組織変更する

際の幾つかの規定（発起人數、応募設立および資産評価など）、そして代表取締役会長【董事長】が会社の法定代表者であることが特徴的である。次回は引き続き株式会社の株式発行および譲渡、会社債券などの内容を紹介する」とにしよう。

【参考文献】

- 王立良編「公司法基礎知識」立信会計出版社、一九九四年。
志村治美監訳、王進生訳「中国会社法」「国際商務法事」Vol.22.No3.No4.No5 (1994)
(財)日本証券経済研究所「中国の株式会社制度と証券市場の生成」平成六年。